

出合校区協議会規約

平成 21 年 10 月 6 日施工
平成 23 年 6 月 5 日改正
平成 28 年 5 月 20 日改正
令和 6 年 5 月 31 日改正

(目的)

第1条 本会は、出合校区における共通の課題解決を図り、住みよい地域社会の構築を目指し、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、出合校区協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務所を出合コミュニティスポーツセンター（養父市出合 249 番地）に置く。

(活動範囲)

第4条 協議会の活動範囲は、出合校区内とする。ただし、スポーツクラブ 21 であい及び他の協議会と協力、連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域まちづくり計画の策定、及び変更に関すること。
- (2) 地域文化の向上及び生涯学習に関する活動
- (3) 地域住民相互の情報交換並びに交流、親睦に関する活動
- (4) 地域活性化、地域特産品、加工、販売に関する活動
- (5) 健康、スポーツ、福祉に関する活動
- (6) 生活環境の保全、整備に関する活動
- (7) 地域の防災、防火、防犯に関する活動
- (8) 自治会活動との連携、支援に関する活動
- (9) 関係諸団体との連携に関する活動
- (10) 行政との協働に関する活動
- (11) スポーツクラブ 21 であいの運営
- (12) その他目的達成のために必要な活動

(会員)

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 出合校区に居住する住民
- (2) 出合校区で活動する自治会、団体
- (3) 出合校区に所在する事業所
- (4) その他、会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
幹 事	8 名以内
会 計	1 名
部会長	5 名
監 査	2 名

- 2 会長、副会長及び監査は、総会において選出する。
- 3 幹事は、各区長があたる。
- 4 会計は、総会の同意を得て、会長が任命する。
- 5 部会長は、各部会において選出する。

(役員 の 職務)

第8条 役員 の 職務 は 次 の 通り と する。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職を代行する。
- (3) 幹事及び部会長は、協議会の運営を補佐する。
- (4) 会計は、協議会及びスポーツクラブ21であいの会計事務を処理する。
- (5) 監査は、協議会及びスポーツクラブ21であいの会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。

(役員 の 任期)

第9条 役員 の 任期 は 2年 と する。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員 の 任期 は、前任者 の 残任 期間 と する。

(会 議)

第10条 協議会 の 会 議 は、総会、運営委員会及び事業部会とする。

- 2 協議会 の 会 議 は、すべて 公開 を 原則 と し、事業計画、事業報告、予算及び決算についても広く地域住民に周知するものとする。

(総 会)

第11条 総会 は、運営委員会委員及び事業部会委員で構成し、会長が招集する。

- 2 総会 は、毎年 1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会 の 議 長 は、その 総会 に お いて、出席者の中から選出する。
- 4 総会 は、委任を含め構成員の過半数以上の出席により成立する。
- 5 総会 の 議 事 は、出席者 の 過 半数 で 決 し、可 否 同 数 と な っ た と き は 議 長 の 決 す る と ころ に よ る。
- 6 総会 は、次 の 事 項 を 決 定 す る。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 規約の変更に関すること。
 - (3) 協議会及びスポーツクラブ21であいの事業計画、予算、事業報告、決算に関すること。
 - (4) 会長、副会長及び監査の選出並びに会計の任命同意に関すること。
 - (5) その他、重要事項に関すること。

(運 営 委 員 会)

第12条 協議会及びスポーツクラブ21であいの運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、会長、副会長、幹事、会計及び各正副部会長により構成する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 6 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事 業 部 会)

第13条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき施策を実施するため、協議会に次の事業部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 自治振興部会
 - (2) 文化部会
 - (3) 健康福祉部会
 - (4) 環境安全部会
 - (5) 加工部会
- 2 部会 は、会 員 で 構 成 す る。
 - 3 部会 には、部 会 長 及 び 副 部 会 長 を 置 く。
 - 4 部 会 長 及 び 副 部 会 長 は、部 会 員 の 中 か ら 選 出 す る。
 - 5 部 会 長 は、部 会 を 代 表 し 会 務 を 総 括 す る と と も に、部 会 の 議 長 と な る。
 - 6 副 部 会 長 は、部 会 長 を 補 佐 し、部 会 長 が 事 故 あ る と き は、そ の 職 務 を 代 行 す る。
 - 7 部 会 長 は、必 要 が あ る と 認 め る と き は、部 会 員 以 外 の 者 を 出 席 さ せ、意 見 を 求 め る こ と が で き る。

- 8 部会は、必要に応じて部会長が招集する。
- 9 部会相互の情報交換と連携を図るため、必要に応じて事業部会連絡会を開催することができる。
(顧問)

第14条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。
(自治センター分館)

第15条 校区内各区の公民館や公会堂を出合自治センター分館（以下「分館」という。）とみなし、協議会及びスポーツクラブ21であいとの連携を図る。

(事務局)

第16条 協議会に、事務局を設置し、協議会及びスポーツクラブ21であいの事務を処理する。

- 2 事務局に、事務局長を置き、運営委員会の承認を得て、会長が任命する。
- 3 事務局に、必要に応じて事務局員を置くことができる。
- 4 事務局長は、会務及び経理を掌握する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐する。
- 6 事務局長及び事務局員は、地域活動推進員の役割を担い、その任務に当たる。

(会計)

第17条 協議会及びスポーツクラブ21であいの運営等に関する経費は、会費、交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成21年10月6日から施行する。

(会計年度)

- 2 平成21年度に限り、会計年度は施行の日から翌年3月31日までとする。

(役員任期の特例)

- 3 本則第9条に定める役員任期について、平成21年度に限り翌年3月31日までをもって1年とみなす。

附 則

この規約は、平成23年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月20日から施行する。

但し、第13条の改正規定は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。